

2021春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	ヘルスケア労協
方針決定日	2021年1月20日
要求提出日	各構成組織ごとに決定する
回答指定期	各構成組織ごとに決定する

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	
医療・介護・福祉・血液センターの職場に働く労働者が、将来に希望が持てる賃金水準を確保する	
(2) 基盤整備	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	—
・賃金水準闘争を強化していくための体制整備	—
(3) 賃上げ要求	
■月例賃金	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	各構成組織の実情を踏まえ構成組織ごと(単組ごと)にベア要求を行う
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	—
○規模間格差の是正(中小賃上げ要求)	—
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	—
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当関連	各種手当の世帯主要件をはじめとした、男女差別の実情を点検し男女差別の是正に取り組む
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低賃金の協定締結	高卒初任給175,400円を要求する
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等労働者への対応	各構成組織の実情を踏まえ昨年を上回る回答を目指す

(4) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し

■長時間労働の是正	・交代制勤務の看護師・介護士の16時間夜勤の改善を目指す ・交代制勤務の夜勤短縮に対応するための長時間日勤の導入を阻止する取り組みを合わせて行う
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	—
■職場における均等待遇実現に向けた取り組み	月給制の非正規雇用労働者の賃金については正規雇用労働者と同等の賃上げを要求する
■60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み	—
■テレワーク導入に向けた労働組合の取り組み	—
■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備 など	—

(5) ジェンダー平等・多様性の推進

・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法	・各種手当について、世帯主要件をはじめとした職場における男女差別の実情を点検把握し、男女差別是正の取り組みをすすめる
---	--

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入

--